

(様式 3 の 2)

つくば市高齢者福祉計画(第7期)(案)の背景・経緯等

つくば市保健福祉部高齢福祉課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

団塊世代が後期高齢者となる平成37年度の人口の高齢化に向けて、住まい・生活支援・予防・介護・医療の5つの要素を踏まえた地域包括ケアシステムを深化・推進することが介護保険法の改正により強く求められています。

つくば市では、今年度で計画期間が終了する「つくば市高齢者福祉計画(第6期)」を見直し、介護保険法の改正を計画に反映させるとともに、高齢者への福祉施策の更なる充実を図るため、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間として「つくば市高齢者福祉計画(第7期)」を策定します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

つくば市高齢者福祉計画に内包されている市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画は法定計画であり、全ての市町村は、第7期(平成30年度から平成32年度)の介護保険事業計画と一体的に老人福祉計画を定めることとされています。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

つくば市が、未来構想で掲げたまちづくりの理念Ⅰ(人を育み、みんなで支えあうまち)では、少子・高齢化の進行などの社会変化なかで、健康・福祉など、社会や地域で互いに支える環境が必要であるとされています。

つくば市高齢者福祉計画の中で、健康づくり・福祉サービスの充実を図り地域包括ケアシステムを深化・推進することで、この理念Ⅰの実現を目指します。

○ 関係法令及び条例等

- ・「老人福祉法」第20条の8 (市町村老人福祉計画)
- ・「介護保険法」第117条 (市町村介護保険事業計画)
- ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条の2 (市町村高齢者居住安定確保計画)

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

計画の策定にあたり、高齢者、要支援者、要介護者を対象とするアンケートの結果や、被保険者の代表や多職種の団体の代表で構成する「つくば市高齢者福祉推進会議」において各委員の意見を取り入れることで、つくば市民のニーズに寄り添った健康づくりや介護予防における事業の充実を図ることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する。

つくば市高齢者福祉計画（第7期）（案）

（平成30年度～平成32年度
2018年度～2020年度）

概要版

平成29年12月

つくば市

◇ 計画の総論

国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年を見据え、地域によって高齢化の状況とそれに伴う介護需要が異なってくるのが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要であると示しています。

また、社会保障制度改革に伴う法改正の中で、在宅医療と介護サービスの連携強化や介護予防・日常生活支援総合事業の充実、介護をしながら仕事を続けることのできる「介護離職ゼロ」などへの対応も大きな課題となっております。

つくば市高齢者福祉計画（第7期）では、平成37年の地域包括ケアシステムの姿を目標として、市のすべての高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心・安全のある生活ができるよう、「高齢者」「介護者」「地域」の3つの視点から、市民や民間企業やNPO法人と協働・連携による地域共生社会の実現に向けて、ともに推進していくことを目的に策定しました。

◇ 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年計画となっております。



◇ 計画の推進体制

本計画の策定後、介護保険サービスの各事業について実施状況を毎年度審査し、課題の分析及び課題の解決策を講じ、適切な進行管理に努めます。

また、計画の推進にあたっては、公募による被保険者の代表、学識経験者、保険・医療・福祉団体の代表者及び介護サービス事業所の代表で構成する「つくば市高齢者福祉推進会議」の中で、PDCAサイクルで計画の進捗評価をするとともに、事業の総合的な推進を図っていきます。

◇ 基本理念と基本視点

第3期計画から『高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念としてきましたが、本計画でもこの理念を引き続き継承していきます。

高齢者と介護者が生きがいを持ち、
住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

基本視点Ⅰ 高齢者の生きる力を支えます

<施策1>健康づくりの推進

<施策2>介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本視点Ⅱ 介護者の介護する力を支えます

<施策3>介護者支援と在宅高齢者の生活支援

基本視点Ⅲ 地域で高齢者の生活を支えます

<施策4>地域共生社会の実現に向けて

<施策5>認知症支援の充実

<施策6> 高齢者の住まいの確保（つくば市高齢者居住安定確保計画）

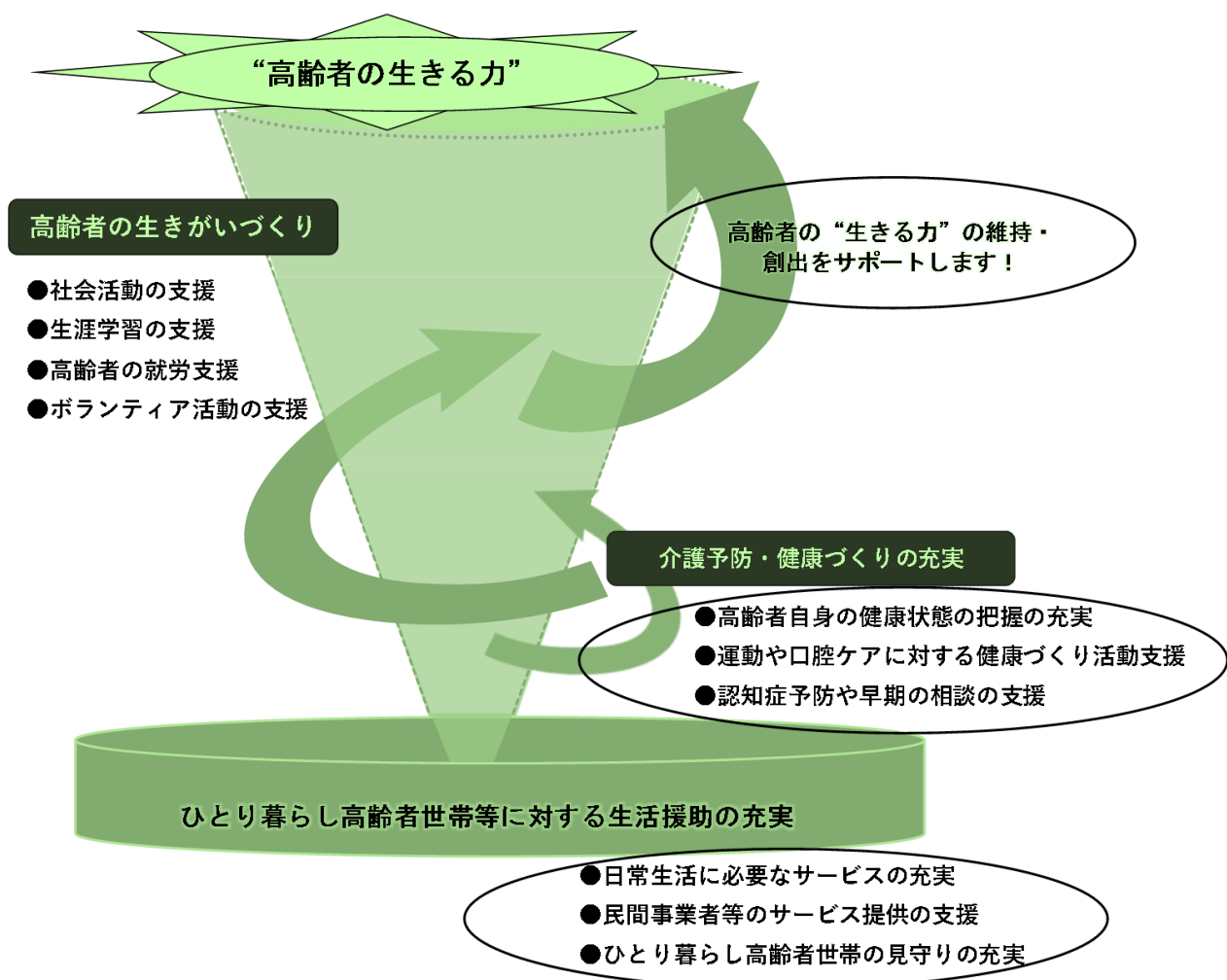
◇ 基本視点Ⅰ 高齢者の生きる力を支えます

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、日常生活に必要な福祉サービスを中心として、運動機能向上、口腔ケアや認知症予防などテーマに応じた介護予防事業や健康づくり事業の充実を図ります。

また、今回の制度改正に伴い、要支援者及び基本チェックリスト該当者に対する介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

本格的な高齢化社会が進行し、労働人口が減少する中では、高齢者はこれまでの「支えられる高齢者」だけでなく、地域社会や介助を必要とする高齢者を「支える高齢者」としての役割が求められています。

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等にもなります。はりのある生活の維持や高齢者の有する技術や知識を地域で役立たせるため、就労機会、ボランティア活動や趣味・生きがいの講座などソフト面を充実させることで、高齢者の生きる力の維持・創出を支えます。



＜施策1＞ 健康づくりの推進

◆ 高齢者の健康づくりと社会参加の支援

高齢者の介護予防に取り組む意識を高めるため、生活機能低下リスクを早期発見し、集中的な対応となる介護予防にむけた健康づくりを進めていきます。

要支援者等へ状態の変化があった対象者については、情報共有を図ることにより、介護予防が円滑に行えるような体制づくりを推進します。

さらに、高齢者ができるだけ心身の機能を維持・改善できるよう、生活習慣病予防だけではなく、不活発な生活による心身の機能の低下への対策（介護予防に取り組むグループの支援、介護予防に関する講演会や講座など）を推進します。

就労については、シルバー人材センターを中心に、高齢者が若い時に培った技術や知識を生かした仕事の確保を促進します。シルバークラブやふれあいサロン、いきいきサロンなどの趣味・ボランティア活動は、さらなる充実に努めます。ボランティア活動等については、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者がシルバーボランティアとして、生活支援の担い手として活躍することも期待されており、高齢者の参加の促進を図っていきます。

地縁による結びつきは、住み慣れた地域で支えあって暮らしていくために、今後ますます重要な役割を果たしていくものと考えられます。自治会（区会）・町内会への参加の拡充と地域の実情、ニーズにあった各種事業の展開を図ります。

＜施策2＞ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

◆ 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すことを趣旨としています。介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなります。

要支援認定を受けた方及び基本チェックリストにより事業対象に該当した方を対象とし、多様な「介護予防・生活支援サービス」による介護予防を図ります。

◆ 一般介護予防事業

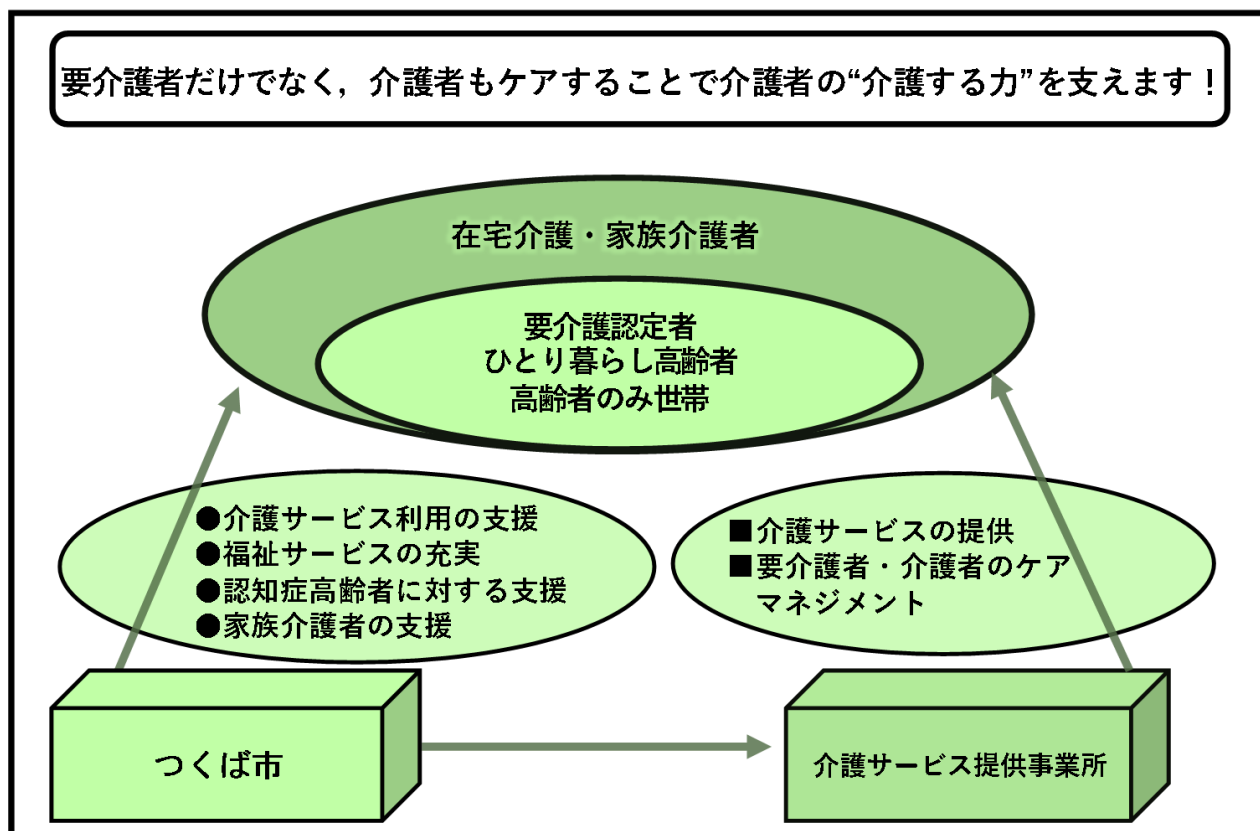
高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。従来の通所型の運動だけではなく、地域交流センターなどを利用した小規模の運動教室など地域に密着した場所で、専門職等の活用により高齢者に適した体操やスポーツ及びレクリエーション活動の普及・振興を図ります。

◇ 基本視点Ⅱ 介護者の介護する力を支えます

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた自宅で生活し続けるには、地域による見守り支援や介護保険サービスなど公的サービスによる支援といった重層的な支援体制が必要とされます。そのため、介護保険サービスや市の福祉サービスを積極的に利用できるよう、経済的支援などの利用支援を充実させるとともに、介護サービスの提供基盤の充実やサービスの質の向上に取り組み、必要とするサービスを利用しやすい環境の構築を図ります。

また、要介護高齢者が在宅生活を続けるにあたって重要となる家族介護者について、介護の負担を少しでも軽減し介護し続けられるよう、精神面のサポートや一時的な息抜きの間、交流の間などの支援を充実させるとともに、介護サービス事業所と連携して、家族の支援も実施できるよう努めます。

介護者の人材確保・育成についても、将来の要介護者増加に伴う人材不足の解消及び介護離職の防止に努めます。



- 適切な介護サービス事業所の整備の推進
- 介護サービスの質の向上
- 介護サービス事業所の指導・監査の強化

＜施策3＞ 介護者支援と在宅高齢者の生活支援

◆ 在宅介護・家族介護者の支援の充実

中重度になっても、自宅で生活を続けられるように、在宅介護サービスを利用しやすいように努めます。また、「緊急時も含む短期入所サービス」について、ケアマネジャー、事業者間のネットワークを強化するとともに、利用しやすい環境づくりをします。

介護者の負担軽減のために、家族介護者の交流や医療・介護専門職等及び介護経験者への相談などネットワークの支援によるサポートを充実します。

新しい家族交流事業の形について、事業内容を見直し、より多くの方が利用していただけるよう、家族介護者の求めているニーズに沿った事業を企画していきます。

また、「介護離職ゼロ」の取り組みの促進のため、介護休業制度を介護者や企業に対して啓発し、制度を利用しやすい環境づくりを推進します。

◆ 介護サービス事業所の整備・質の向上

日常生活圏域ごとに、認知度や自立度など要介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型サービス事業所を介護保険事業計画に基づいて整備を進めます。

また、介護サービスの質の向上を図るため、認定調査・認定審査会の適正化、ケアプランのチェック、福祉用具購入・住宅改修の現地確認、医療情報との付き合わせ等を、また、介護保険施設等の監査時や指定更新の現地調査時には、都度人員配置基準を確認するとともに、避難訓練が適切に行われているか、緊急や苦情についての対応、個人情報への扱い、汚物の処理や薬の管理が適切に行われているかを詳細にチェックし、指摘助言することにより、安心して利用できる施設環境の保持に努めます。ケアマネジャーに対しては、さらなる質の向上を図るため研修や事例検討会の参加や開催などを推進します。

今後高齢化が進む本市においても、地域包括システム及び介護を持続的にしていくための人材の育成・確保に努めていきます。また、介護現場におけるロボット技術の導入と活用をし、介護負担の軽減と介護職のイメージ改善による、介護離職防止を図っていきます。

◆ ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

ひとり暮らし高齢者や日中ひとりになってしまう高齢者が、住み慣れた家で生活し続けられるように、日常の生活支援サービスの充実を図るとともに、突然の発病などに備えて定期的な見守り、安否確認サービスの強化に努めます。

認知症などにより、判断能力が低下したひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の財産管理や福祉サービス利用の契約行為等の権利を擁護するために、成年後見に関する説明会・相談会の充実を図ります。

また、病院への移動が困難な方に対して外出時の移動手段の確保、買い物に行くことが困難な地域の高齢者への対策を検討します。

大規模災害等の発生に際しても、自力避難が困難な高齢者や障害者などに対して、安否確認など必要な支援ができるよう、日頃からの支えあいの取組に対する支援を充実していきます。

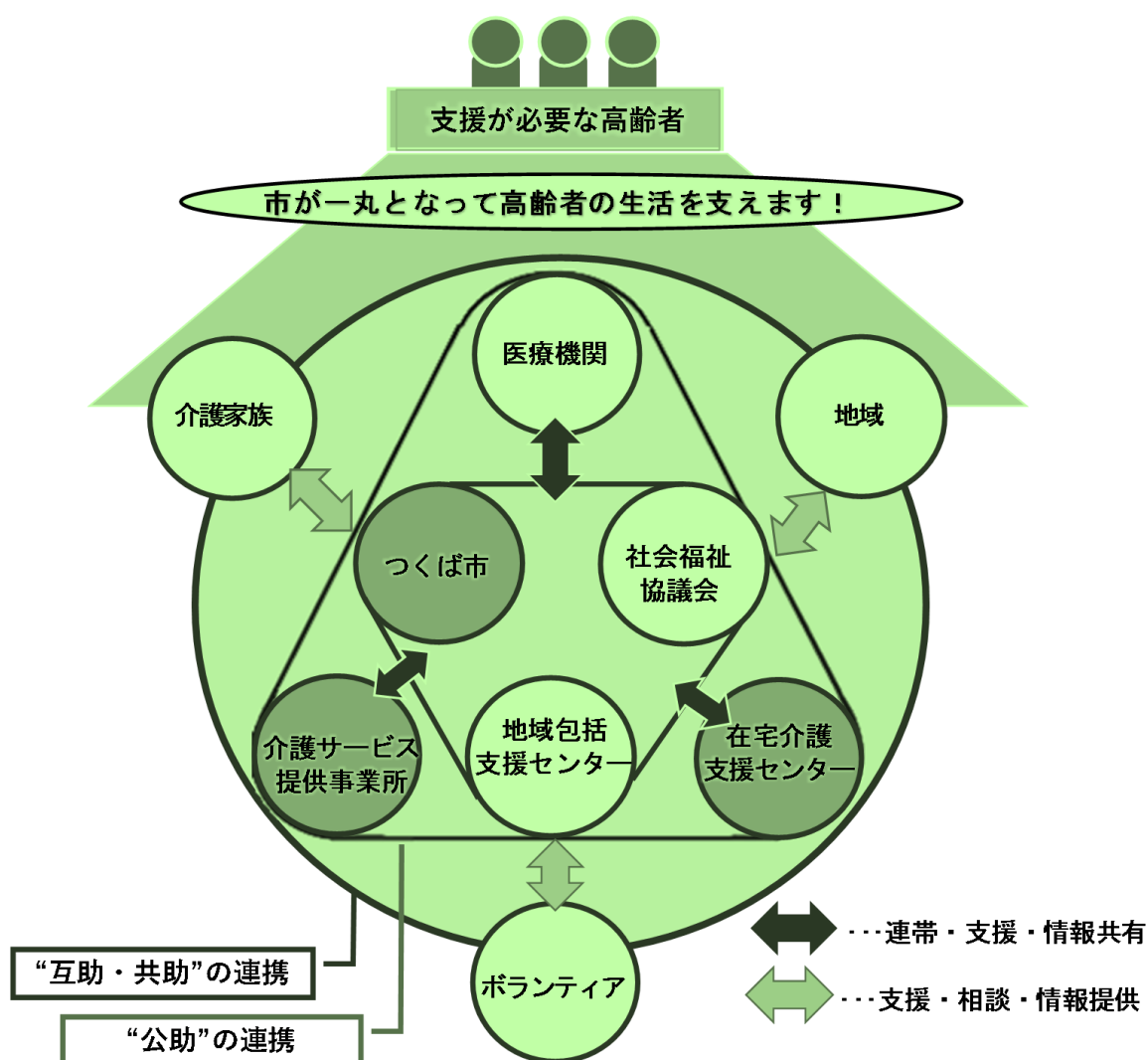
◇ 基本視点Ⅲ 地域で高齢者の生活を支えます

国においては、団塊の世代が75歳以上となり、疾病や要介護状態にある高齢者数が大きく増加することが予想される平成37年を目標年度とした「地域包括ケアシステム」の完成に向けた取組が進められています。本市では、地域コミュニティ（自助・互助・共助）の連携強化と介護・福祉・保健サービス等（公助）の支援の充実など重層的な支援体制で、地域福祉を推進し地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

また、より専門的な相談や事例に対応するため、市や地域包括支援センターは地域の医療・福祉・介護の多職種と関係を強化していきます。

そして、災害時の避難拠点として対応力を強化するため、災害ボランティアの育成配置を進めるとともに、介護施設等の災害時の対応力を高め、要介護認定者等利用者の安全を確保し、かつ、機能するよう耐震整備の促進等、必要な対策を進めます。

さらに、住まいの確保についての取組や、住まいのバリアフリー化、権利擁護、消費者トラブル対応等、高齢者が安全で安心できる暮らしを確保するため、庁内外の部署・機関との連携の強化を図り、推進します。



＜施策4＞ 地域共生社会の実現に向けて

◆ 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続性の確保のため「我が事」「丸ごと」つながる地域共生社会を実現していくことで、これらの課題解決を図っていきます。

医療の面では、病院医と近所の診療所医などを含む複数のかかりつけ医を持つことを勧めることにより、医療機関の機能分担に応じた受診を推進し、身近なかかりつけ医による高齢者の身体状況や生活情報の把握に努め、それらの情報提供による的確な主治医意見書により、適正な介護認定審査が実施されるよう努めます。また、市民が必要なときに必要なサービスを利用できるためには、常に的確な情報が提供され、十分に相談が受けられることが条件となります。そのため、健康や生きがい、就労などの日常生活の問題から介護・保健・福祉サービスについて情報提供や相談体制を充実します。さらに、地域に密着した相談や地域ケア会議の開催、高齢者虐待への対応など、困難事例の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図ります。また、各日常生活圏域に地域包括支援センターを配置していくことで、市民に近い距離で受け付けができる相談窓口体制を構築していきます。ケアマネジャーに対しても、国や県からの最新情報を迅速に提供するとともに、医師会開催の会議の参加の促進するなど医師との連携を強め、要支援者・要介護者のサービスに反映されるよう努めます。

◆ 権利擁護の推進

介護者の介護負担やストレスなどが原因となって、高齢者の虐待につながる場合もあることから、地域や関係機関と連携し、高齢者とその家族が地域で孤立しないように見守るとともに、虐待の早期発見、適切な支援に努めます。近年増加している高齢者の消費者被害等を防止するため、地域住民、民生委員、介護事業者などと連携し、ひとり暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者、日中一人になる高齢者の見守りや相談に努めます。

＜施策5＞ 認知症支援の充実

◆ 高齢者の認知症支援

認知症高齢者への支援として、市民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症に対する地域の理解と見守りネットワーク構築を推進します。

また、認知症高齢者の増加に適切に対応していくため、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築します。

認知症などにより判断能力が低下した場合でも、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう権利擁護や成年後見制度を活用できる取組を推進します。

＜施策6＞ 高齢者の住まいの確保（つくば市高齢者居住安定確保計画）

◆ 高齢者に適した居住環境を有する住宅の設備の促進

市民が、高齢者となっても、それまで住み慣れてきた地域でずっと過ごせるよう、住まいのバリアフリー化により安心して住み続けられる社会の実現を目指します。また、高齢者世帯が孤立しないよう、高齢者を支える地域の活力の維持や、ユニバーサルデザインを勘案した住まいづくり等、安全で安心して暮らすことの出来る生活環境の実現を目指します。

◆ サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの供給

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームは、つくば市民のニーズに合わせてその必要量を「つくば市民のため」に整備するための指針を明示していきます。

また、併設している介護サービス事業所等により、利用者の意見や身体状況に沿わない不適切な介護サービスの提供が行われないよう適正なチェック体制を作ります。

◆ 民間賃貸住宅情報提供及び市営住宅の供給

住宅の確保に配慮を要する高齢者世帯が、安心して生活を送れるよう、民間賃貸住宅の情報提供や公営住宅の供給及びバリアフリー化等の促進に努め、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。

◆ 地震等災害に強い住まいづくり

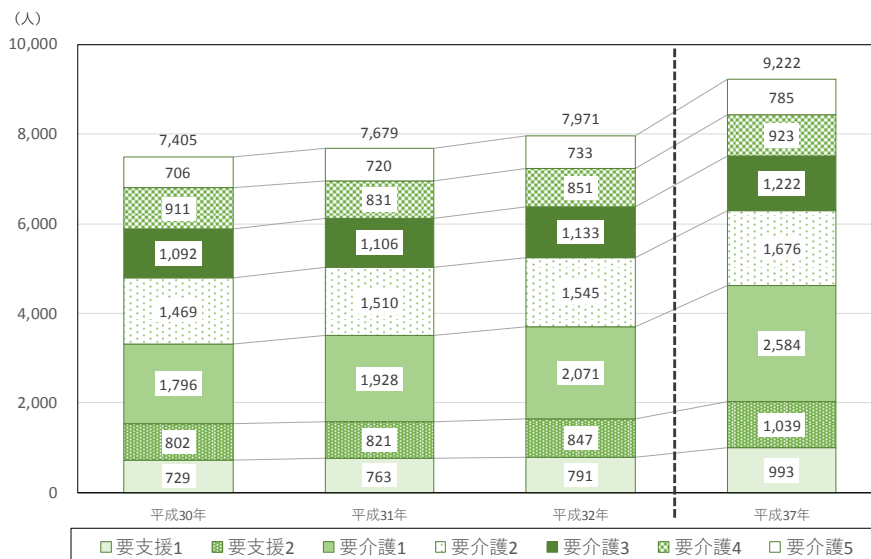
災害対策として、想定を超えた大地震が起こっても対応できるよう、緊急時の連絡体制と非常食の確保、インフラ設備が停止した場合でも運営できる施設の整備に努めるほか、災害時の高齢者の安否確認をできる体制づくりや災害時行動マニュアル等の整備及び要配慮者の避難所となる「民間福祉避難所」の体制強化を推進します。

◇ 介護保険事業

1. 要支援・要介護認定者の推移と推計

※平成29年9月末時点での暫定値です。

要支援・要介護認定者の見込は、将来の高齢者人口の推計を基に推計した結果、平成30年の7,405人から、平成32年度には7,971人と566人(7.6%)の増加が見込まれます。また、平成37年には9,222人とさらなる増加が見込まれます。

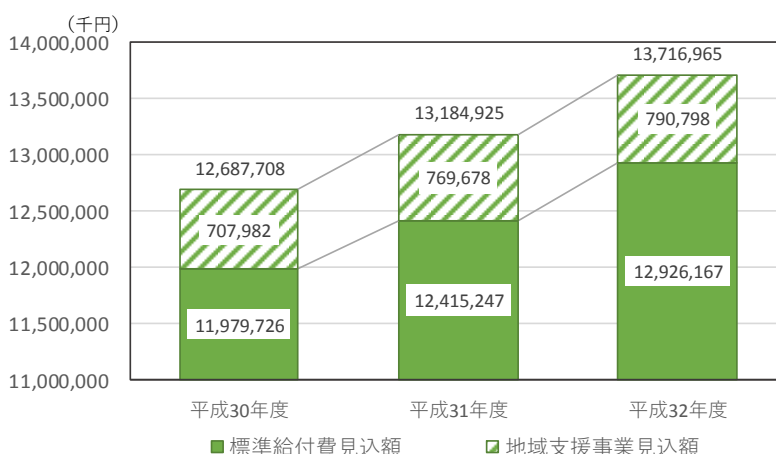


2. 保険給付額全体の見込額

※平成29年9月末時点での暫定値です。

介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費などを含めた標準給付費見込額は、平成30年度は約127億円、平成31年度は約124億円、平成29年度は約129億円毎年約3～4%程度の増加が見込まれます。

また、地域支援事業費の見込額は、平成29年度から開始した介護予防・生活支援サービス事業での市独自基準によるサービス提供の開始や、地域包括支援センターの拡充などにより増加が見込まれます。



※介護保険料については、つくば市介護保険条例において定めており、本計画の策定と並行して、つくば市議会の審議を経て決定されます。

